

3G通信サービス契約約款料金表

通則

(料金等の臨時減免)

- 1 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する方法又は当社のホームページに掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその3G サービス契約に基づき支払う料金のうち、月額料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 4 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うものとします。
- 6 前項に規定する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第38条(基本使用料等の支払い義務)から第41条(ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の支払い義務)の規定その他この約款に規定する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料

金額をいいます。以下同じとします。))に消費税相当額を加算した額とします。

(端数処理)

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(特定契約サービス(4G(AXGP))の料金等の適用)

11 特定契約サービス(4G(AXGP))に関する料金等その他の提供条件については、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料)に規定するものを除き、4G(AXGP)データ通信サービス契約約款に規定するものとします。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
料金種別の選択等	ア 当社は、2（料金額）に規定する料金種別（以下「料金種別」といいます。）により、基本使用料を適用します。 イ 3Gサービス契約者は、3Gサービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。

2 料金額

3Gサービス基本使用料

料金種別	単位	月額料金
(1) きほん	1契約ごとに	6,820円（税込）
(2) にねん	1契約ごとに	4,065.6円（税込）

第2 解除料

1 適用

解除料の適用については、第 39 条（解除料の支払い義務）に規定するところによります。

解除料の適用	
(1)解除料の適用	第1（基本使用料）2（料金額）（2）に係る解除料は、第2（解除料）2（料金額）に規定する額を適用します。
(2)解除料の適用除外	契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。 更新月（契約期間満了の翌請求月）の解約 ※2025年7月1日以降の解約については附則をご参照ください

2 料金額

区分	単位	料金額
契約解除料	1 契約ごとに	10,450円（税込）

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 40 条（手続きに関する料金の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約事務手数料</td><td>3G通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>3Gチップ再発行手数料</td><td>3Gチップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に発行されたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種別	内容	契約事務手数料	3G通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	3Gチップ再発行手数料	3Gチップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に発行されたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	種別	内容					
契約事務手数料	3G通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
3Gチップ再発行手数料	3Gチップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に発行されたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) 手続きに関する料金の減免適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。						

2 料金額

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,300円（税込）
3Gチップ再発行手数料	1契約ごとに	2,090円（税込）

第4 ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の適用については、第41条（ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	当社は、3Gサービス及び特定契約サービス(4G(AXGP))に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料を適用します。
電話リレーサービス料の適用	当社は、3Gサービス及び特定契約サービス(4G(AXGP))に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定する電話リレーサービス料を適用します。

2 料金額

3Gサービス及び特定契約サービス(4G(AXGP))に係るもの

単位	料金額
ユニバーサルサービス料が適用される1の契約者識別番号ごとに	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額。
電話リレーサービス料が適用される1の契約者識別番号ごとに	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額。

附則

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2015年1月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2017年1月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2017年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2021年1月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

附則

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2025年7月31日から実施します。

(解除料)

2 2025年7月1日以降の解約の場合は、解除料の支払いを要しません。

上記記載の料金額は2025年7月31日現在の税込価格となります。